

本日検討する論点について

第 1 一段階目の手続の概要について

一段階目の手続の概要は、基本的には、以下のとおりとする（今後の論点整理における議論により、変更があり得る。）。

1. 訴えの提起

(1) 手続追行主体

- ① 適格消費者団体とする。
- ② 本制度の主体となる適格消費者団体の認定要件
体制及び業務規程、経理的基礎について、新たな業務を遂行する上で相応のものでなければならぬため、所要の見直しをする。
また、理事及び理事会、差止請求関係業務以外の業務、欠格事由について、新たな業務が加わることとの関係から所要の見直しをする。
- ③ 責務規定・行為規範
現在、差止請求関係業務の行為規範として定められているものについて、財産上の利益の受領の禁止、区分経理、帳簿書類の作成及び保存といった金員の授受に関する規定について所要の見直しをする。
さらに、以下の規定を追加する。
 - i) 対象消費者の個人情報適切な取扱いに関する規定
 - ii) 二段階目の手続において、消費者から授權を受けて手続を追行する場合の消費者との関係に係る規定
 - iii) 和解をする場合の消費者に対する事前の意思確認に関する規定
- ④ 適格消費者団体が預かっている対象消費者の金員については強制執行を禁止するとともに、破産財団にならないこととする。
- ⑤ 訴訟を承継する団体の指定など、認定・監督について所要の見直しをする。

(2) 原告適格

本訴訟を行うものとして認定を受けた適格消費者団体は、常に原告適格があるものとし、個別事案ごとに、別途、適切性を判断することはしないこととする。

(3) 被告

- ① 事業者のほか、事業者が法人であるときはその法人の理事、取締役、執行役、監事、監査役、清算人又はこれらに準ずる者を相手方とすべきか、対象事案の在り方も踏まえ、検討する。
- ② 事業者の定義：商業、工業、金融業その他の事業を行う者（個人にあっては当該事業を行う場合におけるものに限る。）

(4) 対象消費者

- ① 法的評価の対象となる事業者等の行為の相手方（契約であれば契約当事者、不法行為であればその相手方）として、二段階目の手続に加入することができる対象消費者に該当するかどうか判断できる程度に特定することとする。
- ② 商業、工業、金融業その他の事業を行う場合におけるものを除く個人でなければならないこととする。
※ 形式的には、「消費者」に、労働者や公害・交通事故の被害者などが含まれ得るが、対象事案を類型化することにより除外すべきと考えられる。

(5) 対象事案について

- ① 対象事案を類型化して列挙することを検討する。
- ② 形式的にその類型に当たるとしても、「共通性」のある確認を求める事項を特定できないときや、確認を求める事項に「支配性」がないときは、裁判所は共通争点確認請求に係る訴えを却下することができることとする。

(6) 一段階目で確認を求める事項

法律行為の有効性、事業者等の加害行為の違法性及び故意・過失など、事業者等の行為の法的評価について確認を求めることとする（「第2」において検討）。

(7) 訴状の記載事項

訴状には、確認を求める事項、対象消費者の範囲、二段階目に請求予定の請求権等を記載しなければならないこととする（「第2」において検討）。

(8) 管轄

- ① 以下のいずれかの地を管轄する地方裁判所に管轄を認めることとする。
 - i) 被告の普通裁判籍の所在地
 - ii) 事務所又は営業所を有する者に対する訴えでその事務所又は営業所における業務に関するものである場合は当該事務所又は営業所の所在地
 - iii) 消費者に被害を与える行為があった地
- ② 二段階目に加入することのできる消費者が一定数以上であることが見込まれる場合には、東京地裁等に付加的管轄を認めることとする。
- ③ 法人の役員等を被告とする訴えの提起も認める場合には、併合請求における管轄についても検討する。

(9) 手数料

非財産権上の請求とみなすこととする（この場合、訴え提起手数料は1万

3000円となる。)

(10) 時効

二段階目の手続の申立てがあったときは、一段階目の訴えの提起時に時効が完成していない者については、権利行使ができるようにすることを検討する。

(11) 通知・公告

① 原告は、一段階目の訴えを提起したときは、一定の事項を遅滞なく、インターネット等を利用して公告することとする。

② また、他の適格消費者団体への通知、内閣総理大臣（消費者庁長官）への報告をすることとする。

※ これらの通知・公告は、適格消費者団体の責務であり、訴訟手続上の行為とはしない。

2. 共通争点に関する審理

(1) 手続

原則として、民事訴訟法の規律に従うこととする。

(2) 要件の審理判断

① 裁判所が、本案判決（確認判決）をするための要件を欠くと認めるとき（対象事案の類型に当たらない、共通性のある確認を求める事項を特定していない、確認を求める事項に支配性がないなど）は訴えを却下することとする。

② 上記①の要件の有無の判断については、特別な認可手続は置かないこととする。

(3) 確認を求める事項の変更、対象消費者の範囲の変更

訴えの変更の規定を参考に、所要の規定の整備を行うこととする。

(4) 適格消費者団体の認定の失効、取消しの場合の扱い

手続は中断し（訴訟代理人がいる場合には中断しない）、内閣総理大臣が指定した他の適格消費者団体が受継することとする。

(5) 他の適格消費者団体による共通争点確認請求に係る訴えとの関係

複数の適格消費者団体が同一の共通争点確認請求をする場合には、1回で審理判断することができるよう、一つの裁判所に移送・併合することとすることや、別訴を制限するとともに、先行する訴訟に参加することのみを認めることとすることなど、所要の規定の整備を行うこととする。

(6) 個別訴訟との関係

対象消費者が個別に訴えを提起することは妨げられないことを前提に、個別訴訟と共通争点確認請求に係る訴えとの関係について、所要の規定の整備を行うこととする。

(7) 参加

同一の共通争点確認請求事件は（類似）必要的共同訴訟として扱い、共同訴訟参加ができることとすることなどを検討する。

対象消費者による当事者としての参加及び補助参加は認めないこととする。

3. 判決以外の訴訟の終了

(1) 和解について

① 和解の可否

対象消費者の利益を害する内容の和解の防止については、適格消費者団体の相互牽制及び内閣総理大臣（消費者庁長官）の監督に委ね、個別の事案ごとに裁判所の許可を要することとはしないこととする。

② 和解の効力

ア 原告は同一の共通争点確認請求事件について再訴ができない（意思表示に瑕疵があった場合の扱いは一般法理に委ねられる）。

イ 他の適格消費者団体は同一の共通争点確認請求事件について再訴ができないこととし、当該和解が消費者の利益に著しく反する場合等における例外を検討することとする。

ウ 訴訟の当事者でない対象消費者に対しても和解の効力を及ぼすことができるようにするため、二段階目の手続の活用や一段階目において、適格消費者団体が消費者から授権を受けて和解をする方法について検討する（「第4」において検討）。

③ 通知・公告

原告は、和解をしようとするときは、事前に他の適格消費者団体への通知・内閣総理大臣（消費者庁長官）への報告をすることとする。

また、和解が成立したときも、インターネット等を利用した公告、他の適格消費者団体への通知・内閣総理大臣（消費者庁長官）への報告をすることとする。

※ 適格消費者団体の責務であり、訴訟手続上の行為とはしない。

(2) 訴えの取下げ

① 取下げの効力

原告や他の適格消費者団体は再訴をすることが可能。

② 通知・公告

訴えを取り下げたときは、インターネット等を利用した公告、他の適格消費者団体への通知・内閣総理大臣（消費者庁長官）への報告をすることとする。

(3) 請求の放棄

① 放棄の効力

ア 原告は原則として再訴ができない。

イ 他の適格消費者団体は同一の共通争点確認請求事件について再訴ができないこととする。こととし、当該請求の放棄が消費者の利益に著しく反する場合等における例外を検討することとする。

② 通知・公告

原告は、請求の放棄をしようとするときは事前に、他の適格消費者団体への通知・内閣総理大臣（消費者庁長官）への報告をすることとする。

請求を放棄したときも、インターネット等を利用した公告、他の適格消費者団体への通知・内閣総理大臣（消費者庁長官）への報告をすることとする。

(4) 被告の請求の認諾

① 請求の認諾の効果

原告及び他の適格消費者団体は、同一の共通争点確認請求事件について原則として再訴ができないこととする。

② 通知・公告

原告は、請求の認諾があったときは、インターネット等を利用した公告、他の適格消費者団体への通知・内閣総理大臣（消費者庁長官）への報告をすることとする。

③ 二段階目の手続

判決があった場合と同視し、二段階目の手続を行うこととする。

4. 判決

(1) 判決の効力

- ① 原告・被告に及ぶ。
- ② 二段階目の手続に加入した対象消費者に対しても効力が及ぶこととする（「第3」において検討）。

(2) 他の適格消費者団体による訴えの制限

確定判決又はこれと同一の効力を有するものがある場合、他の適格消費者団体は、同一の共通争点確認請求事件について、原則として再訴ができないこととする。

(3) 判決の通知・公告

原告は、インターネット等を利用した公告、他の適格消費者団体への通知・内閣総理大臣（消費者庁長官）への報告をすることとする。

(4) 訴訟費用の負担

一段階目の訴訟費用（通知・公告の費用は訴訟費用には当たらないものと整理する。）については、一段階目の判決で負担を定めることとする。

(5) 訴訟追行に要した費用の負担

訴訟費用については、裁判所がその負担割合を定めることになるが、その他原告が訴訟追行に要した費用については、二段階目の手続に加入した消費者から徴収できることとする。

5. 上訴

(1) 申立人

原告、被告、第一審において共同訴訟参加をした適格消費者団体

(2) 期間

判決書送達の日から翌日から2週間

(3) 上訴中の二段階目の手続

二段階目の手続は開始しないこととする。

(4) 判決等の通知・公告

原告は、インターネット等を利用した公告、他の適格消費者団体への通知・内閣総理大臣（消費者庁長官）への報告をすることとする。

第2 確認を求める事項について

1. 基本的な考え方

本制度は、事業者による事業活動が反復継続的に行われることに伴って多数の同種被害が発生する一方、消費者と事業者の構造的格差等により、個々の消費者が自ら訴訟追行をすることによって被害救済を図ることが困難な事案があり得ることに鑑み、多数の消費者に共通する事項を確認（判断）することにより、被害救済を図ることを目的とするものである。このような制度目的からすると、一段階目の手続においては、事業者との間において、多数の消費者に共通する事項を確認することとすることが適当である。

共通する事項の内容としては、法律関係が問題となる場合と事実関係が問題となる場合の双方が考えられるところ、まず、法律関係が問題となる場合については、その法律関係が多数の消費者の権利関係を判断する上で前提となるものである限り、その法律関係について確認（判断）することができれば、多数の消費者の権利関係を明らかにすることにつながり、紛争の解決に資することが多いと考えられる¹。

また、事実関係が問題となる場合であっても、例えば、個人情報流出事件については、事業者による個人情報の流出行為が故意又は過失に基づく権利侵害行為であるかどうかを確認（判断）されれば、多数の消費者の権利関係を明らかにすることにつながり、紛争の解決に資すると考えられる（参考1）。

以上の検討を踏まえると、一段階目の手続において確認（判断）を求める事項としては、「多数の消費者に共通する事業者の行為の評価（法律関係又は事実関係）」と捉えることが考えられる。具体的には、

ア 事業者の行った法律行為の有効性などの法律関係

イ 取消権や解除権などを発生させる事実関係

ウ 事実行為の違法性評価及び事業者の主観的認識の評価（故意又は過失など）といった法的な評価を踏まえた事実関係

などが考えられる²。

あるいは、消費者の手続加入を促し、実効的な救済を図る観点からは、「不

¹ 例えば、学納金返還請求事件では、不返還特約が消費者契約法第9条第1号にいう「平均的な損害の額」を超える部分について不返還を定めているかどうかについて判断し、条項の無効を確認することができれば、多数の消費者の不当利得返還請求権の存否を明らかにすることにつながり、紛争の抜本的解決に資するといえる。

² この点に関連して、二段階目の手続において、簡易迅速な処理を実現するためには、一段階目の手続において、対象消費者の請求権の存否等を判断するために十分な程度にまで解決している必要があることなどから、事業者の行為の法的評価が請求権の存否等を判断するために十分な部分を占めている必要があるとも考えられる。

法行為責任を有すること」といった二段階目の手続に予定された請求の責任原因の有無を確認(判断)を求める事項と捉えることもできると考えられる。以上について、どのように考えるか。

2. 請求の趣旨及び判決主文の在り方

(1) 基本的な考え方

請求の趣旨(参考2)には、上記のような事項について確認を求める旨が記載されるべきと考えられる。

なお、一般に、確認の訴えにおいてはどのような者との間で確認がされるのかが明らかにされるべきであるため、訴状において、対象消費者の範囲が特定される必要があるが、その特定の程度については、法的評価の対象となる事業者の行為の相手方として、二段階目の手続に加入することができる対象消費者に該当するかどうか判断できる程度に特定されることが必要と考えられる。

さらに、訴状には、確認を求める事項及び対象消費者の範囲のほか、確認を求める事項を特定するため及び共通性・支配性の有無を判断するため、二段階目で請求する予定の請求権を表示することが必要と考えられる。

以上について、どのように考えるか。

(2) 具体例による検討

以下の事案における請求の趣旨及び判決主文の記載例を具体的に検討すると、別紙1のように考えられるのではないか。

① 虚偽誇大広告・表示事案

痩身サプリメントの通信販売において、広告に「絶対誰でも、簡単・確実・速攻痩せる」と記載していた事案

② 不当な勧誘事案

日本国内で換金性の乏しい某国通貨について、必ず値上りする等の記載のあるパンフレットを用いて組織的に勧誘する事案

③ 契約条項の無効が問題となる事案

大学と在学契約を締結して学納金を納入した後、在学契約を解除したが、当該在学契約には、一旦納入された学納金は一切返還しない旨の条項があるために、大学側が返還を拒否している事案

④ 契約自体の無効が問題となる事案

モニターになると商品を安く購入できる、モニター料などの名目で収入を得られるといった勧誘を行ういわゆるモニター商法により、寝具の購入をさせる事案

⑤ **クーリングオフの可否が問題となる事案**

エキストラの募集広告により応募してきた者に対し、「仕事を回すから」などと言って、モデル・タレント養成講座受講契約を締結させる事案

⑥ **個人情報流出事案**

事業者が管理保有していたアンケートに回答した者の住所、氏名、電話番号等とともに身体的特徴などの個人情報が流出した事案、又は、当該事業者から委託を受けていた情報管理業者Aが管理していた同情報が流失した事案

(参考1) 確認の利益について

1. 確認の利益に関する一般論

確認の対象となり得る訴訟物は、「現在の」「法律関係」であること（「過去の」「事実関係」は対象とならない。過去の法律関係を確認しても現在の法律関係は変化している可能性があり、事実自体を確認しても紛争の法的解決には迂遠であることから。）が原則。

しかし、以下のような考え方もある。

- ① 過去の事実関係であっても、その確認が現在の法律関係をめぐる紛争の抜本的解決に適切、かつ、不可欠であるような場合には、確認の対象として差し支えない、という考え方（伊藤真『民事訴訟法』第3版4訂版149頁）。
- ② 過去の権利関係の存否、過去の法的行為の有効・無効、将来の法律関係の存否であっても、あるいはさらに事実の確認であっても、（狭義の）確認の利益が認められる限り許される、という考え方（兼子一ほか『条解民事訴訟法』809頁）。
- ③ 単なる生の事実の確認はできないが、法律的評価を伴った事実は利益のある限り確認の対象となり得る、という考え方（谷口安平『口述民事訴訟法』124頁）。

2. 判例

① 国籍訴訟（最大判昭和32年7月20日民集11巻7号1314頁）

「Xの戸籍簿には、現に、右国籍の離脱ならびに回復に関する記載のなされていることは、原判決の確定するところであり、かかる戸籍の訂正をするには戸籍法116条によって、確定判決を必要とすることはあきらかであるから、Xは、少なくともこの点において、本訴確認の判決を求める法律上の利益を有する。」

② 親子関係存在確認の訴え（最大判昭和45年7月15日民集24巻7号861頁）

「親子関係は、（中略）身分関係の基本となる法律関係であり、それによって生じた法律効果につき現在法律上の紛争が存在し、その解決のために右の法律関係につき確認を求める必要がある場合があることはいうまでもなく、戸籍の記載が真実と異なる場合には戸籍法116条により確定判決に基づき右記載を訂正して真実の身分関係を明らかにする利益が認められる」

大隅健一郎裁判官補足意見「現在の権利または法律関係の個別的な確定が必ずしも紛争の抜本的解決をもたらさず、かえって、それらの権利または法律関係の基礎にある過去の基本的な法律関係を確定することが、現に存する紛争の直接かつ抜本的な解決のため最も適切かつ必要と認められる場合のあることは否定しがたいところであって、このような場合には、過去の法律関係の存否の確認を求める訴であっても、確認の利益があるものと認めて、これを許容すべきものと解するのが相当である。」

③ 遺言無効確認の訴え（最判昭和 47 年 2 月 15 日民集 26 卷 1 号 30 頁）

「いわゆる遺言無効確認の訴は、遺言が無効であることを確認するとの請求の趣旨のもとに提起されるから、形式上過去の法律行為の確認を求めることとなるが、請求の趣旨がかかる形式をとっていても、遺言が有効であるとすれば、それから生ずべき現在の特定の法律関係が存在しないことの確認を求めると解される場合で、原告がかかる確認を求めにつき法律上の利益を有するときは、適法として許容されうるものと解するのが相当である。けだし、右の如き場合には、請求の趣旨を、あえて遺言から生ずべき現在の個別的法律関係に還元して表現するまでもなく、いかなる権利関係につき審理判断するかについて明確さを欠くことはなく、また、判決において、端的に、当事者間の紛争の直接的な対象である基本的法律関係たる遺言の無効の当否を判示することによって、確認訴訟のもつ紛争解決機能が果たされることが明らかだからである。」

④ 遺産確認の訴え（最判昭和 61 年 3 月 13 日民集 40 卷 2 号 389 頁）

「遺産確認の訴えは、右のような共有持分の割合は問題にせず、端的に、当該財産が現に被相続人の遺産に属すること、換言すれば、当該財産が現に共同相続人による遺産分割前の共有関係にあることの確認を求め訴えであって、その原告勝訴の確定判決は、当該財産が遺産分割の対象たる財産であることを既判力をもって確定し、したがって、これに続く遺産分割の手続において及びその審判の確定後に当該財産の遺産帰属性を争うことを許さず、もって、原告の前記意思によりかなった紛争の解決を図ることができるところであるから、かかる訴えは適法というべきである。」

3. 確認の訴えを定めた立法例

① 証書真否確認の訴え（民事訴訟法第 134 条）

○規定の趣旨

法律関係の存否につき、文書が証拠方法として重要な役割を果たすが、文書の成立の真正がその実質的証拠力の前提となるため、真否の争いが訴訟のかなめとなることが多い。そこで、法律関係を証する文書の真否が判決で確定されれば、既判力によって当事者間では文書の真否が争えない結果、そこに記載されている法律関係に関する紛争自体が解決したり、その紛争解決に大きく役立つ蓋然性が高いことから、そのような文書に限って確認の訴えの対象となるとしたもの（注釈民訴（5）225 頁）。

○「法律関係を証する書面」

その記載内容から直接に一定の権利関係の存否が証明される書面であり、契約書、遺言書、定款、寄附行為、贈与の意思を表明した手紙などのほか、手形、貨物引換証のように証書自体が権利を表彰する有価証券もこれに該当する。他方、書面自体

の内容から直接に一定の現在の法律関係の成立存否が証明されうる書面でなければならぬから、過去の事実の報告を証明する書面はこれに該当しない。貸借対照表、検事が被疑者又は被告人の供述を録取して作成した書面、検察官の作成した聴取書、地方自治法による直接請求の署名簿、借主とその連帯保証人の記名捺印があるのみで貸主の署名（記名）捺印のない書面などは、いずれも「法律関係を証する書面」とはいえない（注解民訴（6）71～72頁）。

②株主総会決議不存在・無効確認の訴え（会社法第830条）

派生的権利を確認の対象とすることに代えて、それらの基礎にある決議の存在や効力を確認することが、紛争の抜本的、かつ、一挙的解決に資することに着目して、これについて確認の利益を認めたもの（伊藤眞『民事訴訟法』[第3版4訂版]150頁）。

4. 参照条文

○民事訴訟法（平成八年法律第九号）

（証書真否確認の訴え）

第百三十四条 確認の訴えは、法律関係を証する書面の成立の真否を確定するためにも提起することができる。

○会社法（平成十七年法律第八十六号）

（株主総会等の決議の不存在又は無効の確認の訴え）

第八百三十条 株主総会若しくは種類株主総会又は創立総会若しくは種類創立総会（以下この節及び第九百三十七条第一項第一号トにおいて「株主総会等」という。）の決議については、決議が存在しないことの確認を、訴えをもって請求することができる。

2 株主総会等の決議については、決議の内容が法令に違反することを理由として、決議が無効であることの確認を、訴えをもって請求することができる。

(参考2) 請求の趣旨について

1. 請求の趣旨について

請求の趣旨とは、訴えをもって審判を求める請求の表示を意味する。したがって、原則として請求認容の判決主文に対応し、給付判決の場合には、債務名義として執行によって実現されるべき被告の義務を明らかにする。(中略)いずれの場合でも、請求の趣旨は、請求を特定し、それに対応する被告の防御の目標を定める。もっとも、確認訴訟の場合には、対象となる権利関係を記載する請求の趣旨自体によって訴訟物が特定されるが、給付請求及び形成訴訟については、給付の内容や形成の目的が複数の権利関係によって基礎づけられる可能性があり、請求の趣旨のみによって訴訟物が特定されるとは言えない。これに関しては、後に述べる訴訟物論の議論がある(伊藤眞『民事訴訟法』第3版4訂版167頁)。

2. 参照条文

○民事訴訟法(平成八年法律第九号)

(訴え提起の方式)

第三百三十三条 訴えの提起は、訴状を裁判所に提出してしなければならない。

2 訴状には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 当事者及び法定代理人
- 二 請求の趣旨及び原因

(判決書の記載事項)

第二百八十条 判決書に事実及び理由を記載するには、請求の趣旨及び原因の要旨、その原因の有無並びに請求を排斥する理由である抗弁の要旨を表示すれば足りる。

(中間判決)

第二百四十五条 裁判所は、独立した攻撃又は防御の方法その他中間の争いについて、裁判をするのに熟したときは、中間判決をすることができる。請求の原因及び数額について争いがある場合におけるその原因についても、同様とする。

第3 一段階目の判決の効力

1. 問題の所在

本制度は、多数の消費者と事業者との間において共通する法律関係又は事実関係を一段階目の手続にて確認し、二段階目の手続においては、対象消費者が一段階目の手続における結果を有利に活用することによって被害救済を図ろうとするものである。

このような観点からは、一段階目の判決の効力について、一段階目の手続の原告及び被告のほか、二段階目の手続に加入した対象消費者にも及ぶこととする（具体的には、被告は、一段階目の判決結果と矛盾する主張をすることができず、裁判所も、一段階目の判決結果を前提とした判断を行うこととする。）のが適当と考えられる。このような判決効の拡張は、確定判決の効力は原則として当事者間にのみ及ぶという現行民事訴訟法の原則（同法第115条第1項第1号。参考3）に対する例外として位置付けられると考えられるが、その正当化根拠が問題となる。

2. 考え方

- (1) 一段階目の判決の効力が対象消費者の有利に拡張される旨の制度を導入するに当たっては、特に、判決の効力を活用される被告（事業者）において不当な不利益を負担させないことを制度的に仕組むことによって正当化することができると考えられ（参考4）、具体的には、以下の要素を考慮するのが相当であると考えられる。

① 手続追行主体

消費者全体の利益擁護のために適切な訴訟を追行することが制度的に担保されている適格消費者団体とすることが適当と考えられる。

ここで、「適切な訴訟追行」とは、消費者被害事案に関する十分な情報収集及び事業者から独立した立場からの分析・検討を踏まえ、消費者利益を擁護する観点から、合理的な根拠に基づき争うべき事件について争うことが想定される。また、差止請求権の行使に関し、相互に連携・協力するよう努めなければならないこととされ（消費者契約法第23条第3項）、差止請求権の行使状況に関する他の適格消費者団体への通知が義務付けられている（同条第4項）など、情報共有及び相互牽制による差止請求権の行使の適正化が図られているが、これを本制度についても規律し、行政による適切な監督をすることにより、適切な訴訟追行が担保されるものと考えられる。

② 被告の手續保障

判決の効力を活用される被告の手續保障の観点からは、当該被告が、一段階目の手續において、紛争全体を見越した上で、攻撃防御を尽くすことができるようにすることが必要と考えられ、一段階目の手續において対象消費者の範囲を特定しなければならないこととするとともに、本制度の対象事案についても、被告において係争利益がおおむね把握できるような事案を選定することが適当と考えられる。

③ 再訴制限

同一事件について紛争が蒸し返されることによる被告の応訴の負担を軽減するとともに、共通争点に関する判断につき区々な判決をできる限り防止する観点から、同一事件については、確定判決等がある場合には、原則として、他の適格消費者団体は再訴をすることができないこととするのが適当と考えられる。

- (2) 以上を前提に考えると、一段階目の手續において、被告は、消費者の利益擁護のために適切に訴訟追行する存在としての適格消費者団体との間で、紛争全体を見越した上で、十分な攻撃防御を尽くすことができると考えられることから、信義則上、二段階目の手續に加入した対象消費者との関係においても、一段階目の判決の結果と矛盾する主張をすることが認められないこととすることが許容されると考えられるのではないかと（参考5。信義則による判決効の拡張に関する裁判例について、別紙2）。

3. 他の適格消費者団体との関係（再訴制限）

上記のとおり、本制度において、一段階目の判決の効力が対象消費者にも有利に及ぶこととする事との関係から、同一事件について、確定判決又はこれと同一の効力を有するものがある場合には、原則として、他の適格消費者団体は再訴をすることができないこととするのが適当と考えられ、そのための所要の規律を設けることが望ましいと考えられる。

その場合における規律の内容としては、以下のとおり考えられる。

(1) 「同一事件」の範囲

基本的には、請求の内容及び被告（事業者）が同一である場合をいうと考えることとする。

(2) 再訴制限の例外

相手方事業者と馴れ合うなど、消費者の利益を害する不適切な訴訟追行がされた場合においては、再訴が制限されないこととする。

(参考3)

○民事訴訟法(平成八年六月二十六日法律第九号)

(確定判決等の効力が及ぶ者の範囲)

第百十五条 確定判決は、次に掲げる者に対してその効力を有する。

- 一 当事者
- 二 当事者が他人のために原告又は被告となった場合のその他人
- 三 前二号に掲げる者の口頭弁論終結後の承継人
- 四 前三号に掲げる者のために請求の目的物を所持する者

2 (略)

○「既判力の相対性」について (伊藤真『民事訴訟法』第3版4訂版500頁)

(3) 既判力の主観的範囲

ア 当事者

既判力の対象となる訴訟物は、原告によって定立され、その判断資料となる裁判資料は、弁論主義の原則の下では、両当事者によって提出される。したがって、訴訟物についての確定判決の既判力も、当事者のみに及ぶのが原則である。これを既判力の相対性と呼ぶ。(略)

(参考 4)

○高田裕成「集団的紛争における判決効」(新堂幸司編集代表『講座民事訴訟法』所収) 208 頁

4 片面的拡張の根拠と問題点—若干の考察

この問題に対するアメリカ法流のプラグマティックなアプローチと、西ドイツ＝日本の政策的なアプローチには対照的なものがあるが、ここでは、これらの議論の展開をもとに次の点について検討しておこう。

(1) 潜在的原告の保護 「被害者保護」という実体政策的な視点により拡張が基礎づけられることがある。これは同時に紛争を統一的に解決するといった訴訟法的な視点によっても支えられている。こうした視点が相互性からの離脱を促した点は見落とせないが、このような政策的考慮から直截に判決効拡張の正当性を導き出しうるか疑問であり、むしろ論者も、相手方当事者の手続権が保障されていることを終局的な根拠にしていると思われる。

(2) 公平性 (2)(3)の視点は、いずれも攻撃的利用に対する消極的要因である。伝統的に相互性の原則を支えていたのは公平性の観念である。判決効が不利に及ばない者に有利にのみ及ぼすことの不当性は、第三者にいわばただ乗り^{フリー・ライド}を許すことへのいささか倫理的な面からの疑問、相手方当事者は一度の勝訴のチャンスしか有しないのに二重の敗訴の危険を負うことに対する疑念により、当事者の一方に対して不公平な利益を与えるものと捉えられた。これに対しては、不利に判決効を受ける者が前訴で十分な主張立証を尽くした場合には、判決形成への平等な機会が保障されており不公平とは言えないとの反論があり得るし、そもそも公平という観念の曖昧さ自体も批判の対象とされている。また、こと集団的紛争に限ってみれば、当事者間の実質的公平は片面的拡張を認めて始めて図られるとの見解も成り立ちそうである。いずれにせよ、公平という内容に何が盛り込まれており、かつその保障によりいかなる効果をねらっているかを明らかにする必要があるそうである。

(3) 合併の可能性 攻撃的利用を認めることは、防禦的利用の場合と異なり、待機 (wait and see) 戦術を誘い訴訟の総数を増やすとの指摘がある。しかし、その一般論はともかく、集団的紛争について考えれば、その事実効の働きにより、ある程度対処しえるのではないだろうか。

(4) 手続権保障論 こうして、集団的紛争における片面的拡張の可否をめぐる議論は、その中心問題としての(とりわけ前诉被告の)手続権保障の問題にたどりつく。この視点からみれば、拡張の根拠は、一たび主張・立証の機会を与えられた被告が、当事者が代わることにより同一紛争あるいは同一争点につき再度争うこと(または再度の判断を得ること)が何故許されるのかという点に収斂されることになる。この根拠は、訴訟経済(紛争処理の一回性)あるいは被害者保護と判決を不利に受ける前诉被告の手続保障権という二つの要請の調整という視点、あるいは当該争点につき十分に争ったことに対

する前诉被告の自己責任という視点から導き出されている。ここにおいても、紛争の没主体化という現象を見ることはさほど困難ではない。すなわち、「当該争点（または請求）につき被告は十分争いえたか」が手続権保障の内容とされ、その結果争点（または請求）と当事者との関係のみが着目されることにより、誰との間で争われたかはさしあたり視野の外におかれる。このような視点があって始めて、一般的な片面的拡張論の登場を可能にしたのである。当然のことながら、ここでもこのような紛争観・訴訟観の妥当性が問題となる。もっとも集団的紛争においては、被告サイドからみればこうした紛争把握すなわち原告の個性は問題とならないという紛争観が実情にあっているとの見方が成り立ち得ることは不利な方向への拡張の場合と同様である。

このような手続権保障論をとった場合、より重要な問題点は、どのような場合に「十分争いえた」と評価されるかという点にある。単に被告の地位にあるというだけでは不十分なことは明らかである。この点についてはおそらく、判決効との関係では、争う機会の供与と争うべき対象（遮断範囲）についての事前の警告が鍵をにぎると思われる。この観点からは、判決効の客観的範囲の問題と近似しており、訴訟物という客観的範囲に関する指標とともに、当事者という指標が主観的範囲の枠を警告してきたのが伝統的な規律であると捉えることができる。これを超える範囲での遮断は場合により敗訴当事者にとり「不意打ち」となりうる。この点から、拡張を基礎づけるには次の二つのアプローチが可能であろう。一つは、集団的紛争の特質から、集団という枠が有する警告機能に期待することである。被告としても前訴段階で当該訴訟による解決基準が紛争全体の解決基準となる（可能性のある）ことを知悉している点に注目するわけであるが、集団の枠の不明確さは問題として残る。第二は、警告機能の対象を、人から「争点」に移すことである。こうした方向は、集団的紛争とりわけ政策形成型の訴訟の実情にあっても評価しうるが、被告は前訴であらゆる場合を想定して、各争点につき徹底的に争うことを余儀なくされかねない。これは先行する訴訟の当事者の救済を遅らせ、さらに審理を複雑にするおそれがあり、賢明な訴訟運営とはいえない面をもつ。こうした点から注目されるのがアメリカ法の「予期可能性」という基準であろう。この基準の導入は、前訴での争い方を自由にしつつ、そこで十分争われ、かつ、将来の訴訟で再び問題となると予期しえた範囲で後訴での遮断が正当化されるという規律を可能にする。もっとも、アメリカ法においてこの基準は、予期しえなかった場合は遮断されないという制限原理として働くことが期待されているに過ぎなかった。この点はともかく、遮断の可能性を認める場合においても、少なくとも「予期可能性」のない範囲では再度争うことを許すという規律は最低限の手続権保障として要請されよう。いずれにせよ片面的拡張を認める場合には同時に、遮断が不当とみられる場合—いわば遮断の制限原理—について検討される必要があると考えられ、この点については議論の進んでいるアメリカ法が参考になると思われる。

(参考5)

○高橋宏志『重点講義民事訴訟法(上)』663頁以下

三 反射効が有利に及ぶ場合

判決効が有利に及ぶ場合は、有利に及ぶ第三者の手續保障ではなく、不利益を受ける敗訴当事者(前訴当事者)の手續保障で考えていくことになる。ところで、有利に拡張される場合には、有利に及ぶ判決効を第三者が自己の地位を守るために使う防御的な場合と、自己の地位を獲得するべく使う攻撃的な場合がある。前者が、我が国で従来論ぜられてきた典型例、主債務者訴訟判決が保証人に有利に及ぶというものである。保証人は、債権者からの請求(第二の訴訟)を封ずるべく防御的に前訴判決を援用することができる。これを従来の反射効論のように保証債務の附従性から説明するのではなく(新堂六七四頁は附従性だけからでは説明できないとする)訴訟法的に構成し直すならば、最も利害関係の濃い主債務者を相手に真剣に訴訟して主債務がないとされたのであるから、債権者としては尽くすべき手段を尽くしたはずである、裁判を受ける権利を一度行使して敗訴した以上、相手方を保証人に換えて再審理を求めることは蒸し返しと評価することができる、債権者の保証人の存在を知っているのであるから不測の不利益を被ることはない、逆に、保証人に有利に及ばないとすると、保証人が敗訴した場合に主債務者は保証人から求償請求をされ、債権者との間で勝訴した利益を実質的に奪われることになるが、これは不当である、となろう。つまり、口頭弁論終結後の承継人への既判力の拡張の根拠の類推で正当化することができる。

ところで、自己の利益を主張する機会を十分に持った者は、その敗訴した利益をほかの第三者との間でも主張することができなくなると考えるとすると、右と逆に、債権者がまず保証人を訴え、そこで主債務の存在を真剣に主張したのに主債務なしと判断されて敗訴した場合、主債務者に対する第二の訴訟であらためて主債務存在を主張することを封ぜられとしてもおかしくないことになろう(新堂六七五頁(3)(ロ))。この場合、前訴は保証債務履行請求が訴訟物であり後訴は主債務履行請求が訴訟物であるから(旧訴訟物論的な表現であるが新訴訟物論でも実質は同じである)、主債務なしは判断理由中の判断となり、したがって、これは争点効の拡張である。

次に有利な拡張が第三者にとって攻撃的に使われるとは、たとえば、飛行機墜落事故で遺族の一人が航空会社に対して得た勝訴判決を他の遺族が有利に援用して、前訴判決理由中の判断で肯定された航空会社の責任を再審理させないという類である(これも既判力の拡張ではなく争点効の拡張である。責任については再審理は封ぜられるが、損害賠償額については個々の原告ごとに審理される)。ここでも航空会社としては、その争点について主張する機会を十分に持ったと言えるのであるが、しかしこの場合に再主張を封ぜられるとすることには、違和感が残るであろう。判決を援用されて不利益を受ける前訴の敗訴当事者の状況を見ると、防御的な場合であれば、前訴で失ったものを再訴で取り戻すことができないということとどまる(債権者は、主債務者に対して負けた1000

万円を保証人から回収することができない)。しかし、この攻撃的拡張では、前訴で失ったものと同じものを二重に失うということを意味し（ある原告に前訴で 1000 万円敗訴した航空会社が、別の原告に対しても 1000 万円敗訴し、計 2000 万円の支出となる）、拡張される当事者に与える影響が深刻だからである。この帰結は、紛争の相対的解決に正面から衝突する。また、攻撃的に使う方は、前訴で遺族の一人が負けた場合にはその判決に拘束されず、勝った場合だけ援用することができるということになり、いかにも公平でない感がある。かくして、一般的には攻撃的な援用は否定されるべきだということになる。

しかし、たとえば公正取引委員会が、ある者を独占禁止法違反で訴えて得た勝訴判決においては、私人が有利に援用して損害賠償請求をしていくことを(独禁二六条参照)、公益の担い手という公正取引委員会の性格から見て肯定することが可能であるかもしれない。将来の課題であろう。

第4 一段階目の手続における和解の実効性確保に関する方策について

1. 問題の所在

一段階目の手続の過程において、適格消費者団体と事業者との間で、紛争の解決に向けた一定の共通認識が形成されることがある。そうであれば、判決を待つことなく、和解により紛争を解決することも可能であり、これは、事業者にとっても、消費者被害の迅速な救済の観点からも好ましい³。

もっとも、一段階目の手続の当事者である適格消費者団体と事業者との間で和解が成立しても、適格消費者団体が対象消費者から授権を受けていなければ、対象消費者にその和解の効力が及ぶことはない。つまり、その和解の中で対象消費者の有する権利の取扱い（例えば、各対象消費者に対して一律に金〇円を支払う。）を定めたとしても、各対象消費者との関係においては、その和解条項は法的な効力は生じない。そのため、適格消費者団体と事業者が和解するだけでは、紛争の最終的な解決（消費者の被害救済）が図られたとはいえない。

そこで、多数の消費者の被害救済を図り、事業者にとってもメリットとなるように、紛争の一回的な解決を図り、一段階目の手続における和解を実効的なものとするためには、多数の消費者との個別の合意を迅速かつ効率的に実現できる枠組みを設けることについて検討する必要がある。

2. 考えられる方策

(1) 一段階目の手続において対象消費者を含めて和解をする方策の一つとして、以下のようなものが考えられる（参考6、7）。

- ① 裁判所が、当事者双方（適格消費者団体及び事業者）に対し、和解を勧誘する。
- ② 適格消費者団体と事業者とが協議をし、対象消費者の権利の取扱いを定める和解案を作成する。
- ③ 適格消費者団体は、上記和解案及び和解を希望する対象消費者は適格消費者団体に申出をすべき旨をインターネットを利用するなどして公告するとともに、知っている対象消費者に対して個別に通知する。
- ④ 適格消費者団体は、申出のあった対象消費者から授権を受けて、事業

³ 馴れ合いの和解で消費者に不利益になることを防止をし、あるいは不当な和解を事業者が事実上強制されることがないようにする必要があるが、手続進行主体を適格消費者団体に限れば、そのような可能性は低いことに加え、適格消費者団体の責務として多数の消費者の利益のために適切に訴訟を進行すべき義務を課し、和解案を他の適格消費者団体に通知し、内閣総理大臣（消費者庁長官）に報告させることし、適格消費者団体の相互牽制と行政の監督により和解の適切性を確保することは可能と考えられる。

者との間で対象消費者を含めた和解が整った旨を裁判所に届け出る。

⑤ 対象消費者から授権を受けた適格消費者団体と事業者との間で裁判上の和解をする。

(2) あるいは、適格消費者団体と事業者との間において、一段階目の判決を待たずに二段階目の手続を利用することを合意した場合には、一段階目の認容判決が確定した場合と同様に、二段階目の手続を利用することとすることも考えられる。

(3) 上記(1)及び(2)の方策については、それぞれ以下のような利点や問題点がある。

3. 一段階目の手続における和解に対象消費者を参加させる方策

(1) 一段階目の手続における和解に対象消費者を参加させることができれば、一段階目の手続において審判の対象となっている確認を求める事項（事業者の行為の評価）についての判断を待たずに、対象消費者に対して一定額の給付をすることなどの方法により、紛争を解決することができるという利点がある。

(2)

① 一方、一段階目の手続において和解が成立したことにより、同手続が必ず終了することとすると、対象消費者への通知・公告が不十分であった場合や、原告（適格消費者団体）に対して和解についての授権をした対象消費者の一部について事業者との協議が整わず和解が成立しなかった場合などにおいて、和解をしなかった（できなかった）対象消費者の被害救済が図られないことがあり得る。

この点については、どの程度の対象消費者が和解の申出をすると見込んで和解をするか、あるいは、和解をせずに、あくまで確認を求める事項について判決を求めるかは、勝訴の見込み、被告の対応、消費者の意向などを総合的に勘案し、適格消費者団体の合理的な判断に委ねることが適切な場合が多いが、適格消費者団体が、殊更ごく一部の消費者との和解を成立させ、訴訟を終了させようとするなど、不適切な訴訟追行をするようなことがあれば、適格消費者団体同士の相互牽制や、行政の監督により対応することは可能である。また、和解をした対象消費者以外には、当該和解の効力は及ばないため、和解をしなかった対象消費者は、別途、個別に訴訟を提起することにより、被害回復を求めることは可能である。

- ② また、共通争点確認請求に係る訴えの提起後、和解に至るまでの間に時効期間が満了した対象消費者については、和解協議において事業者が時効を援用する可能性がある。二段階目の手続に関し時効の中断又は停止についての特則を設けるとすると、二段階目の手続を行う場合との不均衡が生じることとなる。

この点については、二段階目の手続に関し、時効の中断又は停止についての特則を設けた場合には、適格消費者団体はもちろん、事業者も当然そのことを前提として和解交渉をするはずであり、和解で一括解決を目指す場合に、事業者が時効を援用することは考えにくいとも思われる。

なお、和解に参加する申出をした場合には、共通争点確認請求をした時に和解の申立てがあったものとみなすこととするなどの時効に関する特則を設けることも考えられるが、共通争点確認請求は消費者の個別の請求権の行使そのものとは言い難いこと、時効中断の利益を受ける対象消費者自身が手続を進行しているわけではないことなどから、このような特則を設けることは困難であるとも考えられる。

- ③ これらの点についてどのように考えるべきか。

4. 二段階目の手続を利用する方策

- (1) 上記3.(1)の利点に加え、二段階目の手続においては、事業者の協力の下、二段階目の手続への加入を促すための通知・公告をして広く対象消費者を集めることについて、手続的に担保されるという利点がある⁴。

(2)

- ① 一方、二段階目の手続において個別の対象消費者と事業者との和解が成立しない場合、一段階目の審理の対象である確認を求める事項についての判断がされていないため、裁判所が請求権の存否や額について判断し得るだけの基礎⁵がないのではないかとの問題点がある（参考8）。

⁴ 和解の場合においても、対象消費者への通知のために事業者への協力義務を課すことができるかは問題になるが、少なくとも、事業者が確認を求める事項について一定の範囲で責任を認めているときには、判決があった場合と同様に考え得るし、この訴訟制度で和解後二段階目の手続を利用する場合には、制度の趣旨からいって、対象消費者に広く知らせずに一部の対象消費者との間でだけ和解をすることは認めないこととするのも一つの考え方であると思われる。

⁵ 例えば、資格学校の前払授業料の不返還特約の効力が問題となる事件で、特約がいかなる範囲で無効になるか否かについては触れずに、「過去〇年間に契約した対象消費者に限り、既に受講した分を除く授業料を返還する」との内容で和解をするということがあり得る。このような場合、いつ契約をしたのか、既に受講した分の授業料がいくらかについて事業者と対象消費者との間に見解の相違があり、返金額について合意できなかったとしても、二段階目の手続の中で裁判所が一定の判断を示すことは可能であると思われる。

この点については、二段階目の手続を活用しようと当事者が考えている以上、裁判所と協議しつつ、二段階目の手続で、裁判所が判断することのできるだけの基礎が用意されているか配慮して和解をするのが通常であり、それに委ねれば足りるとも考えられる。

- ② また、確認を求める事項について一定の範囲で確認する和解があれば、そのような一部認容判決があったのと同様に考えて、消費者の有する請求権について判断していくこととなろうが、確認を求める事項について何らの立場が和解で示されていないが、消費者に対する支払を定めているときは、裁判所はいかなる請求権について判断していることになるのかという問題がある。

この点については、二段階目では、和解により変更され、あるいは創設された債権について争われていると見ればよいのではないかと考えられる。

- ③ これらの点についてどのように考えるべきか。

(参考6) 民事訴訟における利害関係人の訴訟上の和解への参加の扱い

1 性質

訴訟当事者の間では訴訟上の和解であるが、訴外第三者との間では起訴前の和解であると位置づける説が多い。しかし、これは訴訟行為説を前提としているところがあり、私法行為説では、起訴前の和解などとは言わず、訴外第三者を含めて訴訟上の和解と呼ぶことが可能である。(高橋宏志『重点講義民事訴訟法(上)』681、683頁)

2 手続

第三者自身が利害関係人として和解参加の申立をしてもよいし、あるいは、当事者の一方又は双方が第三者を利害関係人として和解に参加させる旨の申立をしても差し支えない。

なお、この申立は口頭でも差し支えないが、第三者(利害関係人)の住所、氏名を明確にするため、参加の申立書という形式の書面(法人であればこれに資格証明書を添付する。)を提出させる取り扱いの方が相当である(後藤勇ほか『訴訟上の和解の理論と実務』470頁)。

申立について裁判所は参加させることの許否の決定をする必要はなく、参加させることが適当でないと思えば、事実上参加させない処置をとればよいとされている(梶村太市ほか『和解・調停の実務〔補訂版〕』82頁)。

3 利害関係人と原告又は被告間のみで和解することの可否

当事者の一方を全く置き去りにして、第三者が他方の当事者とのみ実体上の権利関係につき和解をした場合に、その合意を調書に記載すればその記載は確定判決と同一の効力を有することはあっても、訴訟は終了しないことになる(『和解・調停の実務』82頁)。

4 手数料

手数料は不要であると解すべきであるし、また実務上も納付させていない取扱いである(『訴訟上の和解の理論と実務』470頁)。

(参考 7) 民事調停法における利害関係人参加の規定

1 趣旨

調停の結果について利害関係を有する者は、調停委員会の許可を受けて、調停手続に参加することができる。また、調停委員会は、相当であると認めるときは、調停の結果について利害関係を有する者を調停手続に参加させることができる。

調停が行われている紛争については、現に当事者となっている者間の合意だけで紛争が形式的にも実質的にも解決するものも多いが、現に当事者となっている者だけでは合意をしても目的を達しない場合とか、現に当事者となっている者だけでは合意の成立が事実上期待できないが、他の者が加わると合意の成立が期待できる場合がありうる。当事者間の合意は期待できるにしても、その合意では紛争が実質的には解決しない恐れのある場合もありうる。そのような場合に第三者を強制的に手続に参加させる規定があることが望ましい。また、当事者間の合意が第三者を法律上害する場合もありうる。そのような場合に第三者にとっては積極的に手続に参加できる規定があることが望ましい。上記のような事情が当初から存在するのではなく調停手続中の法律上・事実上の事態の変化によって存在するにいたることもあり得る。そこで、より実効的で適切な調停が行われることを狙って本条の規定が置かれている（石川明ほか編『注解民事調停法』（改訂版）157頁以下）。

なお、家事審判法第14条、第20条、家事審判規則第14条、第131条にも類似の規定がある。

2 利害関係人の範囲

現に調停の対象となっている紛争について利害関係が認められれば参加人となりうる。と解する。「利害関係」については、広く参加を認める趣旨から、直接的なものだけでなく間接的なものも含み、法律上のものだけでなく事実上のものも含むとされる（同上158頁）。

3 参加の効力

調停手続上、参加人は当事者と同じ地位につく。当事者と同じく調停期日に呼び出されなければならないし（民事調停規則第7条第1項）、呼び出しを受ければ原則として自ら出頭すべきであり（民事調停規則第8条）、呼び出しを受けて正当な事由なく出頭しないときには過料に処せられる（民事調停法第34条）。

参加人を含めた当事者間で合意が成立し、これが調停調書に記載された場合には、その記載は、参加人との間でも調停としての効力すなわち裁判上の和解と同一の効力（民事調停法第16条）を有する。

逆に、当事者間に調停が成立しても、参加人と当事者間に調停が成立し、かつ、そ

の合意が調停調書に記載されない限り、調停の効力は参加人には及ばない。

民事調停法第 17 条の調停に変わる決定を参加人に対してもすることができる（同上 164 頁）。

4 参考条文

○民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）

（利害関係人の参加）

第十一条 調停の結果について利害関係を有する者は、調停委員会の許可を受けて、調停手続に参加することができる。

2 調停委員会は、相当であると認めるときは、調停の結果について利害関係を有する者を調停手続に参加させることができる。

○家事審判法（昭和二十二年法律第百五十二号）

第十二条 家庭裁判所は、相当と認めるときは、審判の結果について利害関係を有する者を審判手続に参加させることができる。

第二十条 第十二条の規定は、調停手続にこれを準用する。

○家事審判規則

第十四条 審判の結果について利害関係を有する者は、家庭裁判所の許可を受けて、審判手続に参加することができる。

第三百三十一条 第十四条及び第十五条の規定は、調停手続にこれを準用する。

(参考8) 差止請求訴訟において、違法性や責任を認めるかは明らかにせず、行為の停止のほかに、消費者に対する支払を約する和解の例

○消費者機構日本と株式会社建築資料研究社との裁判外の和解

(合意事項)

- 1 (略)
- 2 甲は2009年2月21日以降、09年規程の解約・返金規程を次の対象者に対して、遡及して準用する。
 - ① 09年規程前の「受講契約」により契約した受講中の在校生の解約。
 - ② 09年規程前の「受講契約」により2009年度生として契約し、既に中途解約し返金を受けずに退学した者。
なお甲は、09年規程前の「受講契約」により2009年度生として契約した者に対し、09年規程の解約・返金規定について周知徹底する。
- 3 解約を希望した契約者(受講生)との間において、2009年8月1日以降、甲が前の1・2項に違背する意思表示等を行ったことが判明した場合は、次の処置をとるものとする。
 - (1) 契約者(受講生)が解約を認められず、未払いの受講料を支払わされた場合、既払い受講料の返還請求を放棄させられた場合は、当該の契約者(受講生)に対し、甲は講座受講申込規程に従い収納した金員を速やかに返還すること。
 - (2) 甲は、直ちに、甲の全社員に対して、09年規程についての的確な周知徹底を図るとともに、事例の再発防止を図る処置をとること。
 - (3) 甲は、甲のホームページにおいて、本合意に違背した事例の具体的な報告および謝罪文を最低1ヶ月間掲示すること。
なお、掲示内容については乙と協議を経るものとする。
 - (4) 乙は、乙のホームページにおいて、事例紹介の掲示を行うこと。

4、5 (略)

注) 株式会社建築資料研究社が甲、消費者機構日本が乙である。

○ひょうご消費者ネットと株式会社法学館との訴え提起前の和解

(和解条項)

- 1 ないし4 (略)
- 5 申立人と相手方は、本件解約条項が、本件解約条項への規約改定前に相手方と受講契約を締結し、現在も受講契約が継続中の者(本件解約条項への規約改定前にすでに解約申し出をしたが、相手方が解約を認めなかったために、現在も受講契約が継続中とみなされる者を含む)に遡って適用されることを確認する。
- 6 相手方は、本和解成立日から1ヶ月以内に、相手方のウェブページ(モバイルサイ

トを含む) の塾生向けページに別紙記載の内容を明記するとともに、受講期間が6ヶ月を超える受講契約を本和解成立日の時点で継続中の者(本件解約条項への規約改定前にすでに解約申し出をしたが、相手方が解約を認めなかったために、本和解成立日の時点で受講契約が継続中とみなされる者を含む) 全員(ただし、住居所不明等のため相手方から連絡をすることが不可能な者を除く) に対し、以下のことを行う。

(1) Eメールアドレスが把握できる者に対しては、別紙記載の内容を添付ファイルの形式でEメールにて送信する。

(2) Eメールアドレスが把握できない者に対しては、別紙記載の内容の書面を郵送する。

7 相手方は申立人に対し、和解成立日から2ヶ月を経過した日限り、本和解条項の履行状況を書面にて報告する。

8 (略)

注) ひょうご消費者ネットが申立人、株式会社法学館が相手方である。